

令和7年度 東京都北区定期監査（本庁等）結果報告書

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、
令和6年度定期監査（本庁等）の監査結果を別紙のとおり公表する。

令和7年9月8日

東京都北区監査委員	佐藤明充
同	西村泰信
同	坂口勝也
同	坂場まさたけ

別紙

令和 7 年度 定期監査（本庁等）の結果について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、下記のとおり監査の結果を報告します。

なお、令和 7 年 5 月 21 日までは、ふるたしのぶ前監査委員、石川さえだ前監査委員が関与し、同月 22 日からは、坂口勝也監査委員、坂場まさたけ監査委員が関与しました。

記

1 監査実施日及び対象課

対 象 部	監査実施日	対 象 課
政策経営部	5 月 12 日(月)	企画課、経営改革・公共施設再配置推進担当課長、財政課、広報課、広聴担当課長、シティブランディング戦略課
しごと連携 担 当 室 長	5 月 14 日(水)	しごと連携担当課長
デジタル推進 担 当 部 長	5 月 14 日(水)	D X 推進担当課長、 情報システム担当課長
総 務 部	5 月 16 日(金)	総務課、区長室、職員課、多様性社会推進課
	5 月 20 日(火)	契約管財課、営繕課、設備・保全担当副参事
新庁舎整備 担 当 部 長	5 月 16 日(金)	新庁舎整備担当課長
危機管理室	5 月 30 日(金)	防災・危機管理課、防災対策推進担当副参事、 生活安全担当課長、地域防災推進課
地域振興部	6 月 18 日(水)	地域振興課、都市交流推進担当副参事、区民施設担当副参事、 大規模区民施設整備担当課長、文化施策推進課
	6 月 19 日(木)	産業振興課、観光振興担当副参事、スポーツ推進課
区 民 部	6 月 27 日(金)	戸籍住民課、国保年金課
	7 月 9 日(水)	税務課、収納推進課
生活環境部	6 月 3 日(火)	リサイクル清掃課、環境課、北区清掃事務所
福 祉 部	7 月 10 日(木)	地域福祉課、大規模福祉施設整備担当副参事、 生活支援臨時特別給付金担当課長、 高齢福祉課、長寿支援課
	7 月 11 日(金)	生活福祉課、北部地域保護担当課長、 障害福祉課、介護保険課、障害者福祉センター

対 象 部	監査実施日	対 象 課
健 康 部	7 月 15 日 (火)	健康政策課、保健サービス課、地域保健担当副参事
北区保健所	7 月 15 日 (火)	生活衛生課、保健予防課
子ども未来部	7 月 17 日 (木)	子ども未来課、子ども家庭支援センター
	7 月 18 日 (金)	子どもわくわく課、保育課
出産・子育て支援担当部長	7 月 17 日 (木)	出産・子育て支援担当課長
児童相談所開設準備担当部長	7 月 17 日 (木)	児童相談所開設準備担当課長
まちづくり部	6 月 4 日 (水)	都市計画課、まちづくり推進課
	6 月 5 日 (木)	住宅課、建築課
防災まちづくり担当部長	6 月 4 日 (水)	防災まちづくり担当課長
拠点まちづくり担当部長	6 月 4 日 (水)	拠点まちづくり担当課長、拠点整備担当副参事
土 木 部	6 月 11 日 (水)	土木政策課、交通事業担当課長、事業用地担当課長、土木管理課、道路公園課、公園魅力向上推進担当課長
会計管理室	5 月 8 日 (木)	会計課
教育振興部	6 月 13 日 (金)	教育政策課、学び未来課、学校改築施設管理課、飛鳥山博物館、中央図書館
	6 月 16 日 (月)	学校支援課、生涯学習・学校地域連携課、教育指導課、教育総合相談センター
監査事務局	6 月 23 日 (月)	監査事務局
選挙管理委員会事務局	5 月 8 日 (木)	選挙管理委員会事務局
区議会事務局	5 月 8 日 (木)	区議会事務局

2 監査事項及び範囲

主として令和 6 年度における予算の執行及び財産の管理等、財務に関する事務並びに契約行為について監査を実施した。

また、今年度は「公金における現金の管理」を重点監査事項とし、窓口における公金収納のうち、現金収入に着目し、地方自治法第 170 条及び第 171 条、東京都北区会計事務規則に則り、収入手続事務が適正に行われているかを検証した。

3 監査の主な着眼点

- (1) 収入の確保が適正に行われているか。
- (2) 予算が適正かつ効果的に執行されているか。
- (3) 契約の締結及び履行の確認が適正に行われているか。
- (4) 事務事業の執行及び管理運営が有効かつ合理的に行われているか。
- (5) 財産の管理が適正に行われているか。
- (6) 指定管理者の事業報告書の点検は適正になされているか。
- (7) 服務及び給与の事務処理は適正に行われているか。

【重点監査事項に係る主な着眼点】

- (1) 現金の管理及び点検体制は整備され、有効に機能しているか。
- (2) 関係帳簿及び証拠書類等の作成・管理は、適正に行われているか。
- (3) 収納金は、速やかに指定金融機関等へ払い込まれているか。

4 監査結果

東京都北区監査基準にしたがい、財務事務や事務事業が公正かつ効率的に運営されているかどうかに着目し、監査を実施した。

その結果、各事務事業における予算の執行及び財産の管理等財務に関する事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、一部には、以下に示すような指摘事項、意見・検討事項があったので、早急に是正、改善を検討されたい。講じた措置については、後日報告されたい。

あわせて重点監査事項においても指摘事項、意見・検討事項があったので、同様に対処されたい。

なお、監査報告書に記載するに至らない軽易な事項については、所管課に対し口頭により注意したので、各課において対応されたい。

(1) 指摘事項

- ① 歳入を収入しようとするときは調定を行い、課長等は直ちに会計管理者に通知をしなければならない。また、毎年度の歳入に属する調定額の通知は、翌年度の4月20日までにしなければならないとされている（会計事務規則 第11条、第22条）。

しかし、財政課は財政調整基金ほか6基金に係る利子 102,411,480 円について、規則で定める期限を経過後の令和7年5月2日に会計管理者に通知していた。

会計事務に適正を期されたい。

なお、決算審査においては、規則に定める期限以降に処理された調定が区全体で131件、646,144,335円あり、規則と会計事務の乖離が多数、確認された。

会計事務を所管する会計課は、改めて実態を把握したうえで、規則との乖離がないよう、規則の改定を含め改善を図られたい。

(財政課・会計課)

- ② 歳入を収入しようとするときは調定を行い、課長等は調定額を直ちに会計管理者に通知しなければならない。ただし、同一の科目に属する歳入で日々調定するものについては、毎月分を取りまとめ翌月 5 日までに通知することができる。

加えて、毎年度の歳入に属する調定額の通知は、翌年度の 4 月 20 日までに行わなければならない、とされている(会計事務規則第 11 条、第 21 条、第 22 条)。

区は、地区体育館及び校庭等の夜間開放使用料について、表のとおり、3 か月分まとめて調定をしていた。また、令和 7 年 1 月から 3 月分については、翌年度の 4 月 20 までに会計管理者に通知していなかった。

歳入事務に厳正を期されたい。

歳入予算科目	歳入実績	歳入月	規則に定める 会計管理者への 通知期限	実際に 会計管理者へ 通知していた日
学校設備等使用料 (地区体育館及び 校庭夜間開放使用料)	2,063,060円	令和6年4月分	令和6年5月5日	令和6年7月22日
		5月分	6月5日	
		6月分	7月5日	
	3,118,820円	7月分	8月5日	令和6年11月27日
		8月分	9月5日	
		9月分	10月5日	
	2,455,480円	10月分	11月5日	令和7年1月24日
		11月分	12月5日	
		12月分	令和7年1月5日	
	3,046,045円	令和7年1月分	2月5日	令和7年5月16日以降
		2月分	3月5日	
		3月分	4月5日	
	合計 10,683,405円			

(生涯学習・学校地域連携課)

- ③ 区は、渋沢栄一翁の魅力や「お札が生まれるまち・北区」、「渋沢×北区」のイメージを発信することを目的としてクラウドファンディング「旧渋沢庭園改修プロジェクト」事業を実施し、令和 6 年 6 月 3 日から 7 月 31 日まで寄附を募集した。

寄附金の目標設定額は 300 万円とし、旧渋沢庭園内の史跡案内板 11 基全ての更新に充てることとした。また、寄附(3 万円以上)を頂いた中で、希望する寄附者の名前を掲載した銘板を新たに 1 基設置することとした。

あわせて 10 万円以上の寄附者には、「旧渋沢庭園特別見学ツアー」や「国立印刷局東京工場特別見学ツアー」への参加特典を付与した。

しかし、区によれば、「募集期間が短く、周知が十分ではなかった」ことにより、寄附金は、18 名分 452,000 円となり、このため史跡案内板は 3 基のみの更新、

銘板 1 基の設置にとどまり、ツアーへの参加希望もなく、当初の予定より低調な結果となっている。

事業の企画・立案・実施にあたっては、事業目的・成果の達成に十分留意されたい。

(しごと連携担当課長)

- ④ 地方公共団体の締結する売買、貸借、請負その他の契約は、競争入札が原則であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 では、特命随意契約によることができる場合を「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」などに限定している。

区は、「がん検診（検診機関・検診車方式）委託（単価契約分）」及び「公害診療報酬明細書等点検及び入力委託（単価契約分）」を表のとおり、特命で随意契約を行っている。前者は、「業務に精通し、多数の実績があり、高い評価を得ていること」及び「事業者を変更した場合、過去のデータが確認できなくなること」、後者は、「専門的で特殊な知識・技能を有していること」などを理由としている。

しかしながら、表のとおり、これらの業務に係る他区の契約状況を踏まえると、他の事業者への委託は可能である。また、過去の検診データは区に帰属することから、受託者が代ってもデータの活用は可能であるなど、これらの契約は、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に当たらない。

区は、契約の公平性及び競争性の観点から、事業者の選定に厳正を期されたい。

委託業務名	事業者名	決算額	23区の左記事業者との契約状況
がん検診（検診機関・検診車方式）委託（単価契約分）	公益財団法人 東京都予防医学協会	51,887,000円	23区中9区
公害診療報酬明細書等点検及び入力委託（単価契約分）	株式会社 ニチイ学館	3,699,000円	公害保健事務を実施する 19区中7区

(健康政策課)

- ⑤ 区は、令和 6 年 10 月 1 日に「肺がん検診（医療機関方式）システム導入委託（単価契約分）」（契約期間：令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日、支払金額：527 万 3 千円）の契約を一般社団法人東京都北区医師会と締結している。

委託契約書第 3 条によれば、「受注者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りではない」と定めている。

しかしながら、本契約の履行状況を確認したところ、受注者は、区の承諾を得ずに、委託業務の全部を第三者（公益財団法人結核予防会総合健診推進センター）に再委託しており、この契約条項に反している。

区は、契約事務に厳正を期されたい。

(健康政策課)

- ⑥ 区は、4年に一度の小学校教科書改訂に伴い、教職員が使用する指導書の購入契約を、令和6年4月1日に7社（以下、受注者）と締結している。

本契約の仕様書では、受注者は各小学校に指導書を納品のつど、納品を証明する書類（受領書等）に、各小学校から受領者氏名及び確認印を受け、速やかに所管課へ提出することとされている（以下、受領書等という）。

関係書類を確認したところ、受注者7社のうち、納品の都度、受領書等が提出されていたのは1社のみであり、受領書等の提出はあるが学校名の記載のみが1社、未提出が5社という状況であった。

契約部署と、納品先の部署が離れている場合には、納品の事実を確認することが必要であり、受領書等は、契約内容が確実に履行されたことを確認する書類である。

今後は契約内容を遵守し、適正な契約事務を行われたい。

（学校支援課）

【重点監査事項】

- ⑦ 国保年金課は、後期高齢者医療保険料として収納した現金を登録・保管するレジスターを執務スペースからの死角にあたる場所に設置していた（監査日：令和7年6月6日）。

過去の事件を受けて会計管理室長から発出された「公金収納の取扱について（通知）」（平成21年3月23日付20北会会第1760号）によれば、レジスターに打ち込む職員の姿が、他の職員から見えない位置にレジスターを置いてはならない、とされており、現金事故防止の観点から、早急に設置場所の改善を図られたい。

（国保年金課）

（2）意見・検討事項

- ① 区では、多様化、複雑化する区民ニーズに対応すべく、計画的な人材育成に取り組んでいる。

住民サービスの維持・向上には、区政の担い手となる職員が不可欠であるが、普通退職者は年々増加しており、令和6年度は59名であった。年齢別では、新規採用から39歳まで（以下、若年世代）の早期離職者は、37名となっており、普通退職者に占める割合は62.7%であった。

職員の採用・育成には、採用時からの人件費や、様々な教育研修のコストを費やしている。早期離職の発生が続くことは、これらの人的投資が無に帰するだけでなく、将来の北区を支える貴重な人材を失うことになる。

現在、区は働きやすい労働環境の整備に向け、時差出勤・テレワーク（令和7年度施行）の実施、新たな休暇制度である子育て部分休暇の導入や、健康相談の

充実などに取り組んでいる。

しかし、早期離職のより一層の防止に向けては、採用前の段階では、北区の魅力を積極的に伝え、就職先の第一希望とする受験者を増やすための採用 PR の強化、現場や仕事内容を知ってもらうためのインターンシップ制度の拡充、採用後においては、先輩職員や上司からの積極的なコミュニケーションやサポート、資格取得に対する経費補助など、自らのキャリアプランを描けるような積極的な取り組みが必要である。

区は、若年世代の確保・定着に向け、全職員が一丸となって、やりがいのある魅力ある職場環境の整備に取り組まれない。

(職員課)

- ② 区は、区民が通夜・葬儀を行うための施設として、北区セレモニーホールを平成 6 年度に開設している。

施設の利用状況をみると、平成 11 年度に利用件数 561 件、利用率 92.9%とピークに達したが、以降は徐々に減少し、令和 6 年度は 189 件、30.9%となっている。

これまで区は、棺保管室の稼働や、区外利用者の受付を開始するなど、稼働率向上に取り組んできたが、コロナ禍以降も利用率は 30%台と低迷している。

近年、葬儀の形態が多様化し、家族葬や 1 日葬、通夜や葬式を行わず火葬のみなど、ニーズは変化している。また、斎場使用料から斎場管理費を差し引いた収支は赤字である一方、物価高騰の影響を受け、施設の維持管理費は年々上昇している。

区は、こうした状況を十分に踏まえて、今後の施設運営について早急に見直しを図られたい。

(地域振興課)

- ③ 区は、令和 6 年 11 月より中小企業者の経営安定化等を図るため、「東京都北区新紙幣・キャッシュレス決済機器更新等支援事業」を開始している（令和 7 年度までの時限事業）。

令和 6 年度の補助実績は、当初想定していた 350 台（新紙幣 200 台（うちキャッシュレス併用 100 台）、キャッシュレス 150 台）に対して、30 台（新紙幣 16 台（うちキャッシュレス併用 1 台）、キャッシュレス 14 台）にとどまっている。

これは、事業の開始が新紙幣発行の 4 か月後であり、区の広報媒体を活用して周知活動を行ったものの、事業期間が短かったこともあり、事業の認知度が低かったことなどによる。更に申請要件として業種や区内での営業期間（1 年以上）を制限したことなども要因として考えられる。

補助事業の実施にあたっては、事業ニーズや実施時機を的確に捉え、支援を必要とする対象者に効果的に支援を行うことが重要であり、今後、着実な成果があげられるよう努められたい。

(産業振興課)

- ④ 区では、緑を創造する施策の一つである民有地の緑化の推進のため、生垣の新設や建築物（屋上・ベランダ・壁面）の緑化に対し、費用の一部を助成している。

令和元年度以降の、各種助成制度の実績を確認したところ、令和3年度の6件（生垣助成3件、屋上緑化2件、ベランダ緑化1件）をピークに減少し、直近の2年間においては、屋上緑化1件の助成のみとなっている。

区内の大部分を民有地が占めていることから、緑あるまちづくりを進めるためには、民有地の緑化は欠かせないものであり、この制度を含め、緑化活動を支援する各種助成制度について、利用するための条件や助成内容、また、積極的な活用につながる工夫など、緑化の拡大に向け検討されたい。

(環境課)

- ⑤ 区は、令和5年2月に「北区役所ゼロカーボン実行計画」（計画期間：令和5～9年度）を策定し、区の事務事業により排出される温室効果ガス総排出量の削減目標を設定している。あわせて、その達成のために電気、ガスの使用量等の削減目標を設定している。

計画では、令和9年度までに基準年度（平成25年度）比で、温室効果ガス総排出量を42%削減するとしているが、令和5年度の削減率は25.1%にとどまる。

また、温室効果ガス総排出量のうち9割以上を占める電気及びガスの使用量は、むしろ増加（基準年度比：電気1.7%増、ガス12.0%増）しており、その他のエネルギー種別についても、令和9年度までの目標達成は11項目中3項目にとどまり、取組みを一層強化する必要がある。

区は、削減目標の達成に向けて、より具体的なロードマップを策定するなど庁を挙げた計画的かつ強力な取組みを実行されたい。

(環境課)

- ⑥ 区は、「北区役所ゼロカーボン実行計画」において、温室効果ガス削減に向けた取組みとして、庁有車の新規導入又は更新する際には、市場動向や業務に適合する代替可能な電動車（電気自動車やハイブリッド車等）の有無等を勘案したうえで、原則電動車とするとしている。

電動車の導入状況をみると、令和6年度は電気自動車を1台導入し、年度末時点で13台となったが、令和2年度（15台）と比べると減少しており、導入が十分に進んでいない。また、計画の所管課によると、電動車の導入について関係

部署に積極的な働きかけは行っていない。

計画では、公用車の燃料使用量についても削減目標を設定しているが、達成には計画に沿って、電動車比率を高めていく必要がある。

区は、全庁的な庁有車の導入・更新の状況を十分に把握の上、電動車の導入を積極的に進められたい。

(環境課)

- ⑦ 区では、「東京都北区耐震改修促進計画」を平成 20 年 3 月に策定し、区内の住宅・建築物の耐震化を計画的に進めている。とりわけ、重点的に耐震化を促進すべき住宅については、「木造民間住宅耐震化促進事業」として、各段階（耐震診断、補強設計、改修工事、建替え工事）において、経費の一部を助成し、令和 7 年度末までに、耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目指し、取り組んでいる。さらに、この取組を強化するため、令和 3 年 3 月に「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）を定め、戸別訪問（ポスティング）、耐震診断を行った方に対する個別の意向確認、広報誌などによる普及・啓発活動などの取組を行っている。

各助成実績を確認したところ、東日本大震災の翌年をピークに助成件数は減少傾向になっており、特に「改修」、「建替え」については、「アクションプログラム」での助成目標を改修 42 件/年、建替え 15 件/年としているにもかかわらず、直近の 2 か年は、それぞれ年に 2～3 件の助成にとどまっている。

本事業の他、分譲・賃貸マンションへの耐震化支援事業や緊急輸送道路沿道建築物への耐震化支援事業にも取り組んでいるが、いずれも過去 5 年の実績は年に 0～2 件となっている。

耐震助成が低調な理由として、建物の耐震化には、「診断」「設計」「工事」のプロセスを踏む必要があり、建物が完成するまでの期間が長いこと、工事までの区民の自己負担額が高額になることも考えられる。

しかし、「アクションプログラム」実施報告書によれば、取組の一つである戸別訪問（ポスティング）による配布目標を、令和 6 年度においては、3,000 件（昭和 56 年以前の建物）と、8,000 件（平成 12 年以前の建物）としているが、実績が上がっていない。

これらの事業は、区民の生命と財産を守るための重要な取組である。耐震改修が必要な区民等への広報活動を、さらに積極的に進めるとともに、耐震化の促進に向け、一層取組を強化されたい。

(建築課)

- ⑧ 区では、地震、台風及び集中豪雨等の自然災害に備えて、がけ及び擁壁の改善工事を行う者に対し、平成 18 年度から経費の一部助成（工事費の 1/3、限度額

400 万円)を実施している。平成 28 年度からは、土砂災害警戒区域内における擁壁工事助成(工事費の 1/2、限度額 600 万円)について、補助率・限度額を上げ、令和 2 年度からは、区が実施した「がけ・擁壁等現況調査」において、健全度ランク D(明瞭な変形・劣化等がみられるため、早期の補強や改善が必要)・E(重大な変形・劣化等がみられるため、緊急の対策が必要)と判定された、がけ・擁壁の所有者等に対する改修工事費の助成(工事費の 1/2、限度額 1,000 万円)等を行っている。

これまでの助成実績を確認したところ、平成 18 年度以降、年に 0~1 件にとどまっており、とりわけ令和 2 年度からの 5 年間においては、令和 4 年度の 1 件の助成にとどまっている。特に健全度ランク D・E と判定された 69 箇所については、助成実績がない状況である。

近年多発している地震や台風及び集中豪雨等の自然災害に備え、歩行者や近接する家屋に居住する方の生命や財産に危害を及ぼすことのないよう、取組を進める必要がある。より積極的な広報活動、助成実績が少ない原因の調査・検討を行うなど、不健全ながけ及び擁壁の改善に向け、取組を強化されたい。

(建築課)

【重点監査事項】

- ⑨ 東京都北区会計事務規則第 31 条の 2 では、会計管理者は、金銭出納員が歳入を収納する場合において、つり銭又は両替金を必要と認めたときは、歳計現金のうちから必要な額を保管させることができる、とされている。

この規定に基づき、赤羽区民事務所は、監査日(令和 7 年 6 月 9 日)現在、つり銭又は両替金として 30 万円保管していたが、事務所によると、うち 15 万円は、金庫に入れたまま 1 年間使用することがなかった。

つり銭又は両替金については、現金事故防止の観点から、使用実績を踏まえた金額となるよう改善を図られたい。

(戸籍住民課)

(3) 口頭注意事項

- ① 契約等に関する事項 14 件
- ② 会計(金銭・物品)に関する事項 3 件
- ③ 服務及び給与に関する事項 10 件